

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

分野別提案・要望

分野6 魅力と誇りを高める分野

■文化芸術の振興

【文部科学省、文化庁】

県担当課：文化資源課

文化芸術は、人々の心に感動をもたらし、人生を豊かにするとともに、新たな創造や交流を生み出す力を持っている。

各地域に根ざした伝統文化や生活文化を守り、将来に継承する取組を進めるとともに、文化財の保存・活用の推進や文化遺産を活かした魅力ある地域づくりを進めることが重要である。

1 文化財保護行政の推進と文化財の確実な保存活用への支援

【文部科学省、文化庁】

◆提案・要望

国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の確実な保存継承と多様な活用を図るため、保存・修理、整備、管理及び調査等の事業に対する必要な財源を確保すること。文化庁の京都への移転後も、引き続き全国的視野で文化財保護行政を推進すること。

[具体的内容]

- ・ 国指定等文化財の確実な保存継承と多様な活用を図るため、所有者や管理団体などによる文化財の保存修理、整備、管理及び調査等の事業に係る国庫補助について、十分な財源を確保すること。
- ・ 文化庁の京都への全面的な移転後も、全国的な視野で適切な文化財保護行政を進めること。

◆現状・課題

- ・ 国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の保存、整備及び調査等については、文化財の所有者や管理団体などが国庫補助を受けながら事業を実施しているところである。
- ・ しかしながら昨今、国庫補助を要望しても補助額の削減や事業実施の先送りがなされ、文化財の所有者や管理団体が事業に必要な支援を十分に受けられないケースが生じている。
- ・ 国指定等文化財の確実な保存と多様な活用を図るため、所有者や管理団体などによる保存、修理等が確実に実施されるよう支援していく必要がある。
- ・ 文化庁の京都への移転が、省庁の全面的な地方移転としては初めての事例となる。歴史まちづくり法など他省庁との連携に基づく施策の展開、文化財関係の全国会議の開催及び綿密な現地指導など、全国的視野からの文化財保護行政を、移転後もこれまで同様に推進することが求められる。

2 文化財の総合的保存活用の推進

【文部科学省、文化庁】

◆提案・要望

196 回通常国会に提出されている「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「法案」）の第 183 条の 2 にある「大綱」を都道府県教育委員会が策定する場合には、国が策定方針を示すなど、都道府県教育委員会に情報提供を行うこと。

また、法案の第 183 条の 3 にある「文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」）を市町村の教育委員会が単独又は共同して策定しようとする場合は、現在、国が策定を求めている「歴史文化基

本構想（※）」との関係を明確に示すとともに、小規模市町村においても過度な負担なく策定できるよう配慮すること。

さらに、文化財の保存・活用に当たっては担い手の育成が重要となるため、市町村の地域計画の策定に当たり、学校教育や社会教育が的確に位置付けられるよう、国として方針を示すこと。

登録文化財制度の効果的活用については、登録後の保存・活用について国が主体的に周知を図ること。

※歴史文化基本構想

= 地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの。

[具体的内容]

- ・ 都道府県教育委員会が大綱を策定する場合には、国が策定方針を示すなど情報提供を行うこと。
- ・ 市町村に地域計画の策定を求める場合は、現在国が策定を求めている歴史文化基本構想との関係を明確に示すとともに、小規模市町村においても過度な負担なく策定できるよう配慮すること。
- ・ 地域の文化財の保存・活用に当たっては担い手の育成が重要となるため、市町村の地域計画の策定に当たり、学校教育や社会教育が的確に位置付けられるよう、国として方針を示すこと。
- ・ 登録文化財制度の効果的活用については、特に、登録件数が伸びていない「登録記念物」について、登録後の保存・活用などについて国が主体的に周知を図ること。

◆現状・課題

- ・ 平成 29 年 5 月、文部科学大臣は文化財の確実な継承に向け、未来に先んじて必要な施策を講じるため、文化審議会に文化財保護制度の在り方について包括的な検討を求め諮問した。
- ・ これを受けて、文化審議会文化財分科会の下に企画調査会が設置され、地域における文化財の保存・活用の推進強化と、個々の文化財の計画的な保存・活用について重点的な検討が進められ、1 月に第一次答申がなされた。
- ・ これを受け、平成 30 年 3 月 6 日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「法案」）が閣議決定され、196 回通常国会に提出された。
- ・ 法案の第 183 条の 2 では、都道府県教育委員会が、文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができるとされている。
- ・ 今後、都道府県教育委員会が大綱を策定する場合には、国が策定方針を示すなど情報提供を行う必要がある。
- ・ また、法案の第 183 条の 3 には、市町村教育委員会が単独又は共同して当該市町村の区域における文化財の保存および活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」）を作成できるとされている。
- ・ 一方、国は現在、市町村に歴史文化基本構想の策定を求めている。この構想は市町村が文化財保護行政を進めるための基本的な構想のため、策定には相当の労力を要している。
- ・ 今後、法案の成立を受けて市町村が地域計画を作成しようとする場合は、歴史文化基本構想との関係を明確に示すとともに、小規模の市町村が過度な負担なく策定できるよう運用に配慮が必要である。
- ・ さらに、地域の文化財を確実に保存・継承し、効果的に活用していくに当たっては、地域住民自身が地域の文化財に対する理解を深め、保存・活用の担い手として取り組んでいく必要がある。そのため、地域計画に学校教育や社会教育が的確に位置付けられるよう、国の方針を示す必要がある。
- ・ 法案の第 183 条の 5 では、地域計画を作成し文化庁長官に認定を受けた市町村教育委員会は、地域計画の計画期間内に限り、市町村区域内にある文化財について文部科学大臣に対し、登録文化財とすべき旨を提案できるとしているが、登録記念物についてはその登録件数が伸びていない。そのため、登録後の保存・活用など、制度の周知を図る必要がある。

■ 快適で魅力あふれるまちづくり

【総務省、財務省、国土交通省】

県担当課： 情報システム課、用地課、道路環境課、
市街地整備課、公園スタジアム課、
建築安全課、住宅課

本県は都市のにぎわいと田園のゆとりを併せ持つ魅力ある県である。今後想定される人口減少社会を見据えると、更に魅力を高め、活力ある県土づくりを進めていく必要がある。

そこで、都市基盤の整備や景観に配慮したまちづくりや住民主体の住環境の整備への支援などを進めることにより、快適で魅力あふれるまちづくりを進めることが求められている。

1 携帯電話不感地帯の解消

【総務省】

◆提案・要望

携帯電話不感地帯の解消を図るため、民間事業者を主体とした既存の支援制度を拡充するとともに、新たな財政支援制度を創設すること。

[具体的内容]

- ・ 条件不利地域における民間電気通信事業者による設備投資を促進するための支援制度の拡充を図るとともに、民間電気通信事業者を事業主体とする財政支援制度を創設すること。
- ・ 不採算地域への携帯電話基地局の整備や維持管理に係る費用へのユニバーサルサービス制度の適用を検討すること。

◆現状・課題

- ・ 居住地における携帯電話不感地帯は解消が進んできているが、地理的に条件不利な地域の世帯数が10戸に満たないような小さな集落や、非居住地にあっても多くの人を訪れる観光地などについては、携帯電話不感地帯の解消が進んでいない現状がある。
- ・ 地理的に条件不利な地域において、市町村が携帯電話等の基地局施設を整備する場合には、国の無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）があるが、小集落等については民間電気通信事業者の採算性の問題からエリア化（当該事業による基地局施設の整備）が進んでいない現状がある。携帯電話の不感地帯を放置することは、救助や救援に支障を来す恐れがあり、国民の安全を脅かすものであるため、早期に解消が図られる必要がある。

2 地上デジタル放送共聴施設の維持管理の支援

【総務省】

◆提案・要望

地上デジタル放送の難視対策は、国と放送事業者が主体となって住民及び地方公共団体を支援すべきであり、共聴施設の維持管理についても、住民及び地方公共団体に過剰な負担とならないよう、新たな支援措置を創設すること。

◆現状・課題

- ・ 地上デジタル放送の難視対策は、デジタル混信対策及び福島原発避難指示区域における対策を除き、平成27年3月で完了したところである。このうち、共聴施設による対策は、住民及び地方公共団体が主体となって実施し、国と放送事業者が共聴施設の新設・改修を支援することとされてきた。
- ・ 国では無線システム普及支援事業費等補助金により、原則として、新設は補助対象経費の2/3、改修は補助対象経費の1/2に相当する額を補助してきたところである。また、日本放送協会においても、自主共聴組合のデジタル化改修について、加入世帯の負担額に対し助成を行ってきた。
- ・ 一方、共聴施設の維持管理については国や放送事業者による支援措置がなく、住民及び地方公共団体に過剰な負担となっているため、早急な対応を必要としている。

3 土地区画整理事業の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

快適で魅力あふれるまちづくりを進めるため、土地区画整理事業の推進に必要な財源を確保すること。

[具体的内容]

- ・ 土地区画整理事業では、道路、公園等の公共施設と宅地を一体的に整備して、安全・快適・魅力あるまちづくりを進めている。土地区画整理事業の推進のために必要な財源を確保すること。
- ・ 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による交付金の国費率のかさ上げ措置は、重点配分対象事業に限り平成30年度以降も10年間継続されることとなったが、県内で施行中の土地区画整理事業の大部分はこれに該当せず、実質的には国費率が低下することとなる。事業の進捗に影響が大きいことから、重点配分対象事業を拡充すること。

◆現状・課題

- ・ 地価の低迷や厳しい財政状況の下、事業財源の確保が困難になり、事業期間の長期化や、借入金の返済が難しくなっている。このような中、事業効果を早期に発揮するため、国による財政支援の拡充が不可欠である。
- ・ 土地区画整理事業の施行状況（平成30年3月31日現在）

	地区数	面積
施行中地区	113 地区	4,609.1 ha
施行済地区	465 地区	19,903.3 ha
合計	578 地区	24,512.4 ha

※事業施行中の地区数、面積とも全国1位

- つくばエクスプレス沿線地域においては鉄道整備と一体的に進めており、平成 17 年 8 月の鉄道開業を受け、一層の駅周辺の整備推進が必要である。
- 国の社会資本整備総合交付金（道路事業）導入地区のうち重点・非重点配分の別

(平成 30 年度)

	重点	非重点	計
公共団体施行	4 地区	33 地区	37 地区
組合施行	0 地区	5 地区	5 地区
合計	4 地区	38 地区	42 地区

4 市街地再開発事業の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

都市の防災性を高め、ゆとりとにぎわいのある快適なまちづくりを進めるため、市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。

[具体的内容]

- 都市の防災性を高め、ゆとりとにぎわいのある快適なまちづくりを進め、また、被災時対策（帰宅困難者対策など）やエコ施策においても役割が期待される市街地再開発事業の推進のため、財政的支援を拡充するなど必要な財源を確保すること。
- 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による交付金の国費率のかさ上げ措置は、重点配分対象事業に限り平成30年度以降も10年間継続されることとなったが、県内で施行中の市街地再開発事業はすべてこれに該当せず、実質的には国費率が低下することとなる。事業の進捗に影響が大きいことから、重点配分対象事業を拡充すること。

◆現状・課題

- 本県では、昭和40年代以降の急激な人口流入などにより、市街地環境の悪化、災害危険性の増大などの問題が発生している。
- また、中心市街地の人口の空洞化、既存商店街の活力の低下などが大きな問題となっている。

○市街地再開発事業の施行状況（平成30年3月31日現在）

	地区数	面積
施行中地区	10 地区	11.0 ha
施行済地区	54 地区	75.7 ha
合計	64 地区	86.7 ha

○国の社会資本整備総合交付金（道路事業）導入地区のうち重点・非重点配分の別

(平成 30 年度)

	重点	非重点	計
施行中地区	0 地区	7 地区	7 地区

5 都市公園事業の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

生活に潤いと安らぎを与えるとともにスポーツ・レクリエーションなどの憩い場となり、災害時には避難地や防災活動拠点となる都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。

都市公園の機能の転換・向上に対する取組や公園施設の長寿命化対策を推進するため、必要な財源を確保すること。

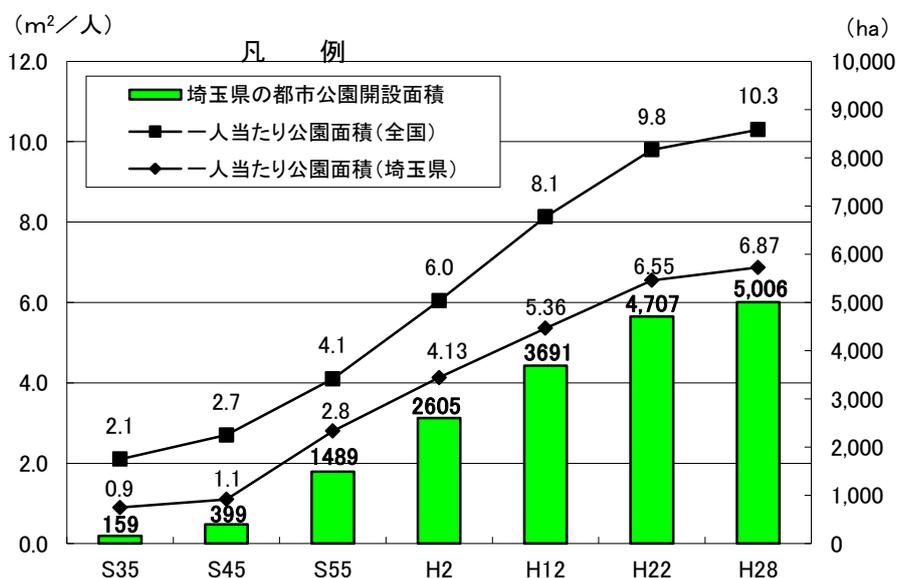
[具体的内容]

- 都市公園は生活に潤いと安らぎを与えるとともにスポーツ・レクリエーションなどの憩い場となり、また、災害時には避難地や防災活動拠点にもなる。都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。
- 利用者ニーズの多様化や高齢社会に対応したリニューアル、安心安全な公園施設の利用確保が一層求められている。都市公園の活性化を推進するため、必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- 本県の都市公園面積は、全国5位（平成28年度末）となっているものの、1人当たり公園面積は、全国平均を大きく下回る状況となっている。

○都市公園面積・1人当たり公園面積推移



- 上尾運動公園のレジャープールは利用者ニーズに対応した新たな賑わい施設にリニューアルを図るために、公募設置管理制度の活用も視野に入れ、検討を進めている。

○設置から30年以上経過する運動施設の例（全体では15施設）

公園名	施設名	経過年数
大宮公園	体育館	47
	水泳競技場(屋外50m)	35
上尾運動公園	陸上競技場	52
	レジャープール	47

6 安全で快適な歩行空間の整備

【国土交通省】

◆提案・要望

高齢者や障害者等誰もが安心して利用できる安全で快適な歩行空間を確保するとともに、良好な住環境整備のため、幅の広い歩道の整備、電線類の地中化を促進する施策を講じること。

[具体的内容]

- ・ 高齢者や障害者等誰もが安心して利用できる安全で快適な歩行空間を確保するとともに、良好な住環境整備のために、幅の広い歩道の整備や電線類の地中化に必要な財源を確保すること。
- ・ 電線類の地中化を進めるために、施工方法や構造などについて低コスト化の研究開発と普及を進めること。
- ・ 電線管理者による単独地中化など、電線類地中化の整備手法についても検討及び普及を進めること。

◆現状・課題

- ・ 高齢者をはじめとする交通弱者の安全な通行を確保するため、幅の広い歩道の整備を進める必要がある。

○歩道の整備状況（県管理道路）

平成29年4月1日現在

県管理道路延長	歩道整備延長	歩道整備率
2,789.6 km	2,031.9 km	72.8 %

※さいたま市管理分を除く。

○歩道整備率の推移（県管理道路）

H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
70.7%	71.3%	71.6%	72.0%	72.3%	72.5%	72.8%

※さいたま市管理分を除く。

○歩道の幅員別整備状況（県管理道路）

平成29年4月1日現在

歩道幅員	0.75m以上～2.5m未満	2.5m以上	合計
整備延長	680.3 km	1,351.4 km	2,031.9 km
構成比	33.5 %	66.5 %	100 %

※さいたま市管理分を除く。

- ・ 安全で快適な歩行空間の確保や地震等に対するライフラインの安全性や信頼性の向上を図るため、電線類の地中化を進める必要がある。
- ・ 電線類の地中化を進めるためには多くの事業費が必要であり、財源確保と共にコスト削減が必要不可欠である。

○電線類地中化の実施状況（県管理道路）

平成29年4月1日現在

埼玉県無電柱化推進計画の計画延長 (計画期間：H21～)	施工済延長	進捗率
39.8 km	13.5 km	33.9 %

※さいたま市管理分を除く。

7 空き家を含めた中古住宅流通促進に向けた対策の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

空き家を含めた中古住宅の流通を促進するため、中古住宅の購入者に対する各種税制・金利優遇を更に充実させること。

空き家となっている利活用可能な中古住宅等の流通市場への提供を促進するため、その所有者に対する所得税、固定資産税等の見直しを講じること。

[具体的内容]

- ・ 空き家を含めた中古住宅の流通を促進するため、中古住宅購入者に対する所得税のローン減税控除率の引き上げなど税制の見直しや独立行政法人住宅金融支援機構が実施するフラット35の金利引下げを講じること。
- ・ 空き家等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）の適用期間の拡大及び対象家屋の拡大（相続直前における居住要件の弾力的な運用）を行うこと。
- ・ 空き家の除却により跡地の流通を促進するため、空き家を除却しても跡地の固定資産税等が急増しないよう住宅用地特例の適用延長などの措置を講ずること。

◆現状・課題

- ・ 平成25年の本県の住宅ストックは世帯数292万世帯を上回る約327万戸である。新築住宅は年間約5.7万戸供給される一方で減失は年間約6千戸にとどまり住宅ストックは年々増加している。
- ・ 平成25年の本県の空き家は、空き家率で10.9%、戸数では約35万5千戸であり、今後も増加が予測される。
- ・ 全国と比較すると空き家率は第44位の状況であるが、空き家の戸数は第8位と上位に位置している。
- ・ 特に、利用目的の定まっていない空き家については、平成25年は11万2千戸と平成20年から1万4千戸の増加となっていることに加え、空き家全数の31%を占めている。
- ・ 空き家が放置されると周辺的生活環境に悪影響を与えるおそれがあるため、空き家が放置されないよう中古住宅等の流通を促進する必要がある。
- ・ 空き家を除却した跡地は、空き家が残っている場合に比べて流通しやすくなることがある一方で固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなるため、空き家の所有者が除却を躊躇しない措置が必要である。

8 民間マンションの管理適正化に向けた対策の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

マンションの管理組合に対し、県や市町村への管理状況の報告を義務付けるとともに、県や市町村に調査・指導権限を付与する法整備を行うこと。

[具体的内容]

- ・ 県及び市町村がマンションの管理組合による管理状況を的確に把握し、改善に向けた指導等を円滑に実施できるよう、マンションの管理の適正化の推進に関する法律を改正し、次の規定を整備すること。
 - ①マンションの管理状況の報告の義務化
 - ②上記義務を怠った管理組合に対し、県・市町村が調査・指導・勧告・公表する権限を付与

◆現状・課題

- ・ 都市部においては、民間の分譲マンションに住む世帯の割合が高く、主要な居住形態の一つとして定着している。一方で、マンションの高経年化が進み、入居者も高齢化する中で、管理組合による適正な管理が行われず、建物の老朽化が進行する事態が懸念されている。
- ・ 本県の民間マンションのストックは約43万7千戸であり、全住戸約327万戸に対する割合（マンション化率）は約13%である。[H30本県住宅課調べ、H25年度住宅土地統計調査]
- ・ そのうち、建築後30年を経過（高経年化）したマンションは約14万3千戸であり、マンションストックの約3割を占め、今後10年間で、本県の高経年化したマンションは、約2倍に増加する見込みである。[H30本県住宅課調べ]
- ・ 本県では、平成26年度から28年度までの3か年で意欲的な県内9市と連携し、建築後30年を経過したマンションを対象として「老朽化マンション管理適正化支援先導事業」を実施した。
- ・ この事業では、アンケート調査などの結果、課題があると思われるマンションのうち希望する管理組合に、マンション管理の専門家である「埼玉県分譲マンションアドバイザー」を派遣した。その結果、管理組合による自主的な改善に向けた取組が始まっている。
- ・ しかし、アンケート調査への回答や専門家による支援の受入れはいずれも任意であり、強制力を持たない。そのため、課題があるマンションの把握や改善指導の徹底ができず、今後適切に維持管理されない老朽化マンションが増加し、将来、周辺の住環境にも悪影響を及ぼすおそれがある。
- ・ 老朽化マンションの管理適正化は、程度の差はあるものの全国的な課題であり、都道府県や市町村が全てのマンションの管理状況を的確に把握し、改善に向けた指導等を円滑に実施できるようにするためには、法整備が必要である。

9 代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ

【財務省、国土交通省】

◆提案・要望

公共事業用地の取得に係る代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を、現行の1,500万円から3,000万円に引き上げること。

[具体的内容]

- ・ 代替地の確保を容易にすることで公共事業用地提供者の生活再建を促進し、もって公共事業の円滑な推進を図るために、代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を引き上げること。

◆現状・課題

- ・ 公共事業用地の取得に際し、土地所有者が補償金に代えて代替地を希望することも多い。
- ・ 公共事業の円滑な推進を図るには、代替地の問題を解決することが必要不可欠であるが、特別控除額が1,500万円では、代替地を提供することのメリットが小さいため、代替地提供の協力が得にくく、代替地取得のあい路となっている。

10 納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除

【財務省、国土交通省】

◆提案・要望

納税猶予の特例に係る農地を公共事業用地として譲渡した場合の贈与税・相続税を免除すること。

[具体的内容]

- ・ 公共事業の円滑な推進を図るため、納税猶予の特例に係る農地を公共事業用地として譲渡を行った場合、事業用地部分については租税特別措置法に基づく贈与税又は相続税を全額免除すること。

◆現状・課題

- ・ 納税猶予の特例に係る農地（以下「納税猶予農地」という。）については、租税特別措置法に基づき、その贈与税及び相続税が猶予されている。
- ・ しかし、納税猶予農地を公共事業用地として譲渡する場合、代替の農地を取得しないときは、売却した面積に相当する猶予されていた贈与税又は相続税を納税しなければならない。
- ・ そのため、納税猶予農地の所有者の理解を得ることが難しく、公共事業用地取得の大きな妨げとなっており、河川改修等に必要な用地を取得できず、緊急性の高い災害防止対策工事の遅れにもつながっている。

■多様な主体による地域社会づくり

【厚生労働省】

県担当課：社会福祉課

本県では、異次元の高齢化が進む中、地域の活力を維持していくため、県民、NPO、地域団体、企業など多様な主体による共助の取組を進めている。

県民が安心して暮らせる地域づくりのためには、地域住民はもとより、日頃住民と密に接するライフライン事業者などの関係機関の協力が不可欠である。

1 孤立死防止対策の充実

【厚生労働省】

◆提案・要望

ライフライン事業者などの個人情報取扱事業者が居住者の異変を発見し、生命の危険が予見される場合には、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供できることをガイドラインなどに事例として明記し、発見者が自治体へ通報しやすい環境づくりを更に進めること。

◆現状・課題

- ・ 各自治体においては、自治会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動など、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいる。
- ・ しかしながら、様々な事情により自らSOSを発信できない、あるいは発信しない住民などへの支援が課題となっている。
- ・ そこで、地域住民のほか、電気・ガス・水道といったライフライン事業者や新聞配達業者、宅配業者など日頃住民と接する機会が多い業者などの関係機関の協力を得て、早期発見の仕組みを構築することが重要である。
- ・ 「個人情報の保護に関する法律」には、「利用目的による制限（第16条）」及び「第三者提供の制限（第23条）」の規定がある。
- ・ 同法では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、これらの制限は適用除外とされている。
- ・ しかし、国のガイドラインには、個人情報の提供制限の例外については記載されているが、ライフライン事業者などの個人情報取扱事業者が躊躇することなく通報できるようにする具体的事例が記載されていない。

2 生活福祉資金相談体制の維持

【厚生労働省】

◆提案・要望

生活福祉資金貸付制度について、県及び市町村の社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。

◆現状・課題

- 生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的として実施している。
- 実施主体である県社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会や民生委員の協力により、相談、貸付けから償還終了まで制度を運営している。
- 本県では制度の適正な実施を確保するため、毎年度、県社会福祉協議会に対して事業の実施に要する経費を補助している。
- 平成26年度は、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して74,954千円、国の交付金で造成された緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として245,560千円、合計で320,514千円の補助金を交付した。
- 平成27年度は国の補助制度が変更され、これまで厚生労働大臣が認めた額とされていた補助基準額が、貸付件数等の実績に基づいて決定される方式に改められた。新たな算定式では、本県の補助基準額は48,012千円であったが、経過措置による個別協議が認められ、本県の所要額であった97,561千円が確保された。
- 平成28、29年度も経過措置の適用により本来の補助基準額を超える60,712千円が確保され、30年度においても当該経過措置が継続されることとなっている。
- また、市町村社会福祉協議会等の相談体制整備に係る経費への補助制度が平成26年度で廃止されたが、27年度からは国の制度要綱の改正により、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して同経費に充てることが可能となった。
- ただし、この貸付原資取崩しの取扱いは、あくまでも基金廃止に伴う激変緩和の経過措置であり、基本的には廃止していくことが必要との考えが国から示されている。
- 生活福祉資金の貸付件数は年々減少しているが、貸付後の償還期間が20年のものもあり、貸付後も長期にわたって多くの借入者の自立や償還のため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が相談支援を続けていく必要がある。
- しかし、平成31年度以降は、これら県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会の相談体制の維持に必要な財源が担保されていない。

◆参考 国庫補助額の推移

(1) 県社会福祉協議会の人件費及び事務費、民生委員実費弁償費

	補助金額	財 源
平成26年度	113,811千円	①セーフティネット支援対策等事業費補助金 74,954千円 (国1/2、県1/2) ②緊急雇用創出事業臨時特例基金 38,857千円 (国10/10)
平成27年度	97,561千円 (a + b) a 補助基準額 48,012千円 b 経過措置による加算 49,549千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2)
平成28年度	60,712千円 (a + b) a 補助基準額 45,256千円 b 経過措置による加算 15,456千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2)
平成29年度 及び 平成30年度 (見込み)	60,712千円 (a + b) a 補助基準額 40,550千円 b 経過措置による加算 20,162千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2)

(2) 市町村社会福祉協議会の相談体制整備のための人件費、事務費

	補助金額等	財 源
平成26年度	206,703千円	緊急雇用創出事業臨時特例基金 (国10/10)
平成27年度	103,351千円	生活福祉資金原資 平成26年度実績相当額の1/2を目安に、 平成25年度償還金収入実績額の3割まで
平成28年度	103,189千円	生活福祉資金原資 前々年度償還金収入実績額の3割まで
平成29年度 及び 平成30年度 (見込み)	106,510千円	生活福祉資金原資 前々年度償還金収入実績額の3割まで

■ 多文化共生と国際交流の推進

【内閣府、法務省】

県担当課：国際課

本県の在留外国人数は16万7,245人（平成29年12月末）で全国第5位であり、前年から14,759人増加し、増加率は9.7%となっている。

本県で暮らす外国人が年々増加する中、日本人と外国人が互いの文化を認め合い、地域社会の構成員として、ともに力を発揮できる多文化共生社会の実現が急務となっている。

外国人が地域に溶け込み、自立した生活ができるようにするには、就労も含め社会生活の様々な場面における障壁を解消するとともに、外国人留学生や自治体で就労する外国人材の活躍の場を増やし、その力を地域社会に生かせる仕組みづくりが必要である。

1 外国人材が力を発揮できる環境づくり【新規】

【内閣府、法務省】

◆提案・要望

日本の大学や大学院等を卒業（修了）した外国人留学生が県内企業への就職を希望する場合、企業規模の大小にかかわらず円滑に就職できるよう、在留資格変更の手続きを大幅に緩和すること。

地方行政分野において活動する外国人材が、各人の有する多様な知識・経験等を生かして多方面で活躍できるようにすること。

[具体的内容]

- ・ 日本の大学・大学院等を卒業・修了した外国人留学生が中小企業等への就職を希望する場合、在留資格の変更にあたり多岐にわたる証明書類等を準備しなくてはならない。大企業に就職する場合、在留資格認定証明書など必要最小限の証明書類で足りるのに対し、手続きが煩雑であることが中小企業等への入職を阻害する要因の一つになっていると考えられるため、中小企業についても大企業並みに手続きを簡素化すること。
- ・ 外国人住民の増加、インバウンド観光や海外ビジネス展開の拡大等を背景に、外国人の有する知識・経験を活用できる地方行政分野は飛躍的に広がっている。このため、様々な行政分野で外国人材を有効に活用する方策を検討すること。

◆現状・課題

- ・ 本県ではグローバル人材育成センター埼玉が中心となって外国人留学生と県内グローバル企業とのマッチング等を行っており、県内企業への就職内定実績は58件（平成29年度）となっている。本県に立地する企業の大半は中小企業であり、外国人留学生の県内就職をさらに伸ばすには、中小企業への就職の障壁となっている手続きの負担軽減が不可欠である。
- ・ 本県における外国人材の活用分野はALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）にとどまっている。

■人権の尊重

【内閣官房、総務省、法務省、外務省】

県担当課：社会福祉課、人権推進課

平成26年5月の日朝実務者協議において、北朝鮮は拉致の疑いが排除されない行方不明者も含めた全ての日本人の再調査の合意をしたが、平成28年2月に一方的に再調査の中止を表明した。

本県出身の拉致被害者田口八重子さんをはじめ、警察が拉致被害者と断定している者や拉致の可能性を排除できない特定失踪者など、多数の方々の存否がまだ確認されていない。

また、情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用した差別を助長する情報の掲載など不特定多数の者に対する人権侵害が発生している。

インターネットによる人権侵害情報の拡散を防止する取組が必要である。

1 日本人拉致問題の早期解決

【内閣官房、外務省】

◆提案・要望

北朝鮮と期限を区切って交渉するなど、早急に全ての拉致被害者等の生存確認及び帰国の実現を図ること。

また、拉致の可能性を排除できない行方不明者についても徹底した調査、確認を行い、拉致が確認され次第、速やかに被害者として認定すること。

さらに、拉致被害者の帰国が実現した場合の帰国者の生活再建に十分な対応をすること。

[具体的内容]

- ・ 拉致問題の解決に向けて、関係諸国や国際機関等と緊密に連携しながら、北朝鮮の行動を促す圧力となる方策を検討し、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明者の生存確認及び早期帰国を実現させること。
- ・ 北朝鮮との協議に当たっては、拉致被害者等の早期帰国に向け、日米韓が連携して圧力を最大限に高めつつ、外交を基調にあらゆる手段を用いて具体的交渉を進めること。
- ・ 拉致被害者等の安全確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、北朝鮮による拉致の疑いが排除されない行方不明者についての調査・事実確認を徹底して行き、拉致の事実が確認され次第、被害者として速やかに認定すること。
- ・ 帰国した拉致被害者にはその家族を含め、平穏な生活を送ることができるよう、給付金の支給などに十分な対応をすること。

◆現状・課題

- ・ 平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮が拉致を認めてから、15年以上経過しているが、平成16年までに拉致被害者5人と家族8人が帰国して以降、新たな帰国者はない。
- ・ 本県関係の拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない行方不明者に関しても、いまだに明確な情報を得られていない。
- ・ 平成26年5月の日朝実務者協議で、北朝鮮は拉致の疑いが排除されない行方不明者も含めた全ての日本人の再調査を約束し、7月には調査委員会を設置した。しかし、平成28年2月に北朝鮮が再調査の中止と調査委員会の解体を一方的に表明し、状況は進展していない。

- ・ 平成 29 年「外交に関する世論調査」で「ミサイル問題」が「日本人拉致問題」を超える関心を示し、日本人拉致問題への関心は前年調査を下回るなど、拉致問題への関心が薄れつつある。
- ・ 平成 30 年 2 月 9 日、安倍首相が金永南北朝鮮最高人民会議常任委員長に日本人拉致問題の解決を強く求めた。
- ・ 平成 30 年 4 月、安倍首相が日米首脳会談で日本人拉致問題を米朝首脳会談の議題として、取り上げるよう要請し、トランプ米国大統領はそのことを了解した。

2 インターネット上の人権侵害情報の拡散防止 【新規】

【総務省、法務省】

◆提案・要望

インターネット上の人権侵害情報の拡散を防止するための対策を講ずること。

また、人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速に行うため、実効性のある法制度を早期に整備すること。

[具体的内容]

- ・ 国自らが全国一律のインターネットモニタリングなどを行い、早期発見、早期削除に努め、人権侵害情報の拡散を防止すること。
- ・ プロバイダ責任制限法を改正するなど、不特定多数の者に対する差別を助長又は誘発する情報を速やかに削除できるようにすること。

◆現状・課題

- ・ 情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用した差別を助長あるいは誘発する情報の掲載など不特定多数の者に対する人権侵害が発生し、年々増加している。

	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
救済手続き	671 件	957 件	1,429 件	1,736 件	1,909 件	2,217 件
対前年度比	5.5%	42.6%	49.3%	21.5%	10.0%	16.1%

- ・ 人権侵犯事件調査処理規程（法務省）による法務省からプロバイダへの削除依頼も強制力はない。
- ・ インターネット上の部落差別をはじめとする差別的な書き込みの問題については、インターネットの特質上、監視する対象は全国に、更にプロバイダ等の管理者にいたっては海外に及んでいる。
- ・ 不特定多数の者に対する差別を助長あるいは誘発する情報については、プロバイダ責任制限法の対象外である。
- ・ 平成 29 年 3 月に、プロバイダ業界団体は「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」を改正し、「特定の地域が同和地区であるなどと示す情報」を他者に対する不当な差別を助長する行為に追加した。
- ・ 依然としてインターネット上には人権侵害情報が存在しており、プロバイダ責任制限法において、不特定多数の者への人権侵害を対象とし、併せて同モデル条項に追加した「特定の地域が同和地区であるなどと示す情報」を明確に盛り込むなど全般的な改正を行い、人権侵害情報を削除する実効性を担保する必要がある。

◆参考

○プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）

（損害賠償責任の制限）

第3条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者はこれによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、（中略）賠償の責めに任じえない。

○違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説

（禁止事項）

第1条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

（3）他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他人への不当な差別を助長し、またその名誉もしくは信用を毀損する行為

- ・ 他者に対する不当な差別を助長する等の行為には以下が含まれます。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を含むいわゆるヘイトスピーチ

不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどとする情報をインターネット上に流通させる行為